

種目	性能等	対象者	耐用年数	基準額
【介護・訓練支援用具】				
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害2級以上若しくは難病患者等のうち、寝たきりの状態にある者であって診断書等で必要と認められるもの ※原則18歳以上	8年	154,000円
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害2級以上（ただし18歳以上の者については障害等級1級） 知的障害A判定 難病患者等のうち、寝たきりの状態にある者であって診断書等で必要と認められるもの ※原則3歳以上で常時介護を要する者	5年	19,600円
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害1級 難病患者等で自力で排尿できない者であって診断書等で必要と認められるもの ※原則6歳以上で常時介護を要する者	5年	67,000円
入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等のうち、寝たきりの状態にある者であって診断書等で必要と認められるもの ※原則6歳以上で常時介護を要する者	5年	82,400円
体位変換器	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等のうち、寝たきりの状態にある者であって診断書等で必要と認められるもの ※原則6歳以上で下着交換等において介助を要するもの	5年	15,000円

移動用リフト	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 難病患者等のうち、下肢又は体幹機能に障害のある者であって診断書等で必要と認められるもの ※原則 3 歳以上	4 年	159,000 円
訓練いす	原則として付属のテーブルを付けるものとする	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 ※原則 3 歳以上 18 歳未満	5 年	33,100 円
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 難病患者等のうち、下肢又は体幹機能に障害のある者であって診断書等で必要と認められるもの 6 歳以上 18 歳未満	8 年	159,200 円
【自立生活支援用具】				
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害者 難病患者等で入浴に介助をようする者であって診断書等で必要と認められるもの ※原則 3 歳以上であって、入浴に介助を必要とする者	8 年	90,000 円
便器	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 難病患者等のうち、常時介護を必要とする者であって診断書等で必要と認められるもの ※原則 6 歳以上	8 年	4,450 円 手すり付 9,850 円
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	下肢・体幹・平衡・移動機能障害 知的障害 A 判定（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者） 精神障害 1 級の障害者（児）であっててんかん発作等により頻繁に転倒するもの（知的障害 B 若しくは C 判定若しくは精神障害 2 級若しくは 3 級の者等については、医師意見書により頻繁に転倒することが確認できるもの。） 難病患者等	3 年	スポンジ・革製 15,656 円 スポンジ・革・プラスチック製 37,852 円 ※レディメイドによるものは基準額の 80% の範囲内とする

歩行補助つえ (T字杖)	手に持って歩行の助けとする細長い棒で、材質は木材又は軽金属とする。	下肢・体幹・平衡・移動機能障害	3年	木材 2,266円 軽金属 3,090円 ※夜光材付は 422円、全 面夜光材付 は 1,236 円、外装ラ ッカー（白 又は黄色） 使用は 267 円を加算
移動・移乗支 援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	平衡機能・下肢・体幹機能障害 下肢が不自由な難病患者等であって診断書等で必要と認められる者 ※原則3歳以上で家庭内の移動等において介助を必要とする者	8年	60,000円
特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	上肢障害2級以上 知的障害A（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なものに限る） 上肢機能に障害のある難病患者等であって診断書等で必要と認められるもの ※原則6歳以上	8年	151,200円
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（必要に応じ、1世帯に2台までとする）	身体障害2級以上 知的障害A ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8年	15,500円

自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	身体障害 2 級以上 知的障害 A 難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって診断書等で必要と認められるもの） ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8 年	28,700 円
電磁調理器	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害 2 級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 知的障害 A ※原則 18 歳以上	6 年	41,000 円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害 2 級以上 ※原則 6 歳以上	10 年	7,000 円
聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サラウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	聴覚障害 2 級 ※原則 18 歳以上で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	10 年	87,400 円
【在宅療養等支援用具】				
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害 3 級以上 ※原則 3 歳以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	5 年	51,500 円
ネブライザー（吸入器）	障害者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者 呼吸器機能に障害のある難病患者等であって診断書等で必要と認められるもの ※必要と認められる者（呼吸器機能障害以外は日常生活用具給付意見書により判定）	5 年	36,000 円

電気式たん吸引器	障害者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者 呼吸器機能に障害のある難病患者等であって診断書等で必要と認められるもの ※必要と認められる者（呼吸器機能障害以外は日常生活用具給付意見書により判定）	5年	56,400円
酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者 ※原則18歳以上	10年	17,000円
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上 ※原則6歳以上で視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年	9,000円
視覚障害者用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上 ※原則18歳以上で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年	18,000円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	血中酸素濃度を容易に測定でき、適正な健康管理を援助できるもの	呼吸器機能障害及び心臓機能障害又は同程度の身体障がいがあり、呼吸管理上必要と認められるもの （呼吸器機能障害及び心臓機能障害以外は日常生活用具給付意見書により判定） 難病患者等にあつては、人工呼吸器の装着が必要な者	5年	42,000円 ※呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能があるもの 157,500円
人工呼吸器用バッテリー	使用している人工呼吸器専用のバッテリー（別売りの充電器及びインバーターを含める）。 ※医療保険適用となるものは除く。	在宅で人工呼吸器を使用している者で次のいずれかに該当する者 1 呼吸器機能障害3級以上 2 体幹3級以上 3 音声言語3級以上 4 上記1から3までと同程度の身体障害者 5 難病患者等 ※1～4については、日常生活用具給付意見書により判定 ※2 人工呼吸器の使用の有無については、日常生活用具給付意見書により判定（障害福祉サービス利用者のうちサービス利用に係る書類により使用の有無が確認できる場合は不要）	5年	100,000円

<p>外部バッテリー（ポータブル電源を含む。）</p>	<p>医療機器の性能を低下させないもの。AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力に対応できるもの。 ※医療保険適用となるものは除く。</p>	<p>在宅で電気式たん吸引機又はネブライザー（吸入器）のいずれかを使用している者で次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 呼吸器機能障害3級以上 2 体幹3級以上 3 音声言語3級以上 4 上記1から3までと同程度の身体障害者 5 難病患者等 <p>※1 4については、日常生活用具給付意見書により判定 ※2 電気式たん吸引機又はネブライザー（吸入器）の使用の有無については、日常生活用具給付意見書により判定。ただし次の場合は不要</p> <p>①障害福祉サービス利用者のうちサービス利用に係る書類により使用の有無が確認できる場合 ②過去5年以内に電気式たん吸引機又はネブライザー（吸入器）の日常生活用具支給決定をおこなった場合</p>	<p>5年</p>	<p>50,000円</p>
<p>発電機</p>	<p>AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の専用バッテリー、外部またはポータブル電源を充電できるもの ※医療保険適用となるものは除く。</p>	<p>在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引機又はネブライザー（吸入器）のいずれかを使用している者で次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 呼吸器機能障害3級以上 2 体幹3級以上 3 音声言語3級以上 4 上記1から3までと同程度の身体障害者 5 難病患者等 <p>※1 4については、日常生活用具給付意見書により判定 ※2 人工呼吸器、電気式たん吸引機又はネブライザー（吸入器）の使用の有無については、日常生活用具給付意見書により判定。ただし次の場合は不要</p> <p>①障害福祉サービス利用者のうちサービス利用に係る書類により使用の有無が確認できる場合 ②過去5年以内に電気式たん吸引機又はネブライザー（吸入器）の日常生活用具支給決定をおこなった場合</p>	<p>10年</p>	<p>110,000円</p>

【情報・意思疎通支援用具】				
携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの ※パーソナルコンピュータの周辺機器・ソフトウェア等、情報通信支援用具に該当するもの及びパーソナルコンピューター並びにこれらを組み合わせたものは対象外とする	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 又は、同程度の障害を有する難病患者等 ※原則6歳以上	5年	98,800円
情報・通信支援用具	障害者向けパーソナルコンピュータの周辺機器及び専用ソフト	視覚障害1・2級又は上肢障害1・2級(6歳以上)	4年	100,000円
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障害及び聴覚障がい重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者 ※原則18歳以上で必要と認められる者	6年	383,500円
点字器	標準型A 32マス18行 両面書真鍮板製 標準型B 32マス18行 両面書プラスチック製 携帯用A 32マス4行 片面書アルミニウム製 携帯用B 32マス12行 片面書プラスチック製	視覚障害者(児)(点字で文字を打ち、日常生活に必要な者で原則6歳以上のもの。)	標準型 7年 携帯用 5年	標準型A 10,712円 標準型B 6,798円 携帯用A 7,416円 携帯用B 1,699円 ※価格は点筆を含むものとする
点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上 ※本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上 ※原則として6歳以上	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)	視覚障害者 ※原則6歳以上であって、本装置	8年	198,000円

	をモニターに映し出せるもの	により文字等を読むことが可能になる者		
視覚障害者用活字文章読上げ装置	文字情報と同日紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの。	視覚障害 2 級以上 ※原則 6 歳以上	6 年	100,000 円
視覚障害者用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害 2 級以上 ※原則 6 歳以上で、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る	10 年	触読時計 10,300 円 音声時計 13,300 円
聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 ※原則 6 歳以上	5 年	71,000 円
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 ※原則 6 歳以上	6 年	88,900 円
人工喉頭	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	音声機能喪失者 (喉頭摘出者)	笛式 4 年	笛式 5,150 円 ※気管カニューレ付は 3,193 円を加算
	電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		電動式 5 年	電動式 72,203 円 ※価格は電池又は充電器を含む。
	埋込型用人工鼻 吸気を加温・加湿する機能の合わせ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有するもの（人工鼻カセット接続器具及び皮膚の接着剤・剥離剤を含む）※笛式及び電動式との併給は不可		埋込型用人工鼻 —	埋込型用人工鼻 23,760 円 (月額)
点字図書	点字により作成された図書とし、年間 6 タイトル又は 24 巻を	視覚障害を有する障害者（児） (情報の入手を点字によっている)	—	必要と認められた額（点字図書

	<p>限度とする（ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く）。ただし、雑誌を除く。</p>	<p>者で原則として6歳以上の者)</p>		<p>価格と一般図書価格の差額相当分)</p>
<p>【排泄管理支援用具】</p>				
<p>ストマ用装具</p>	<p>消化器系 ストマから排出される便を処理するためのもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。 付属品：皮膚保護剤</p>	<p>膀胱又は直腸機能障害 (ストマ造設者)</p>	<p>—</p>	<p>消化器系 8,858円 (月額)</p>
	<p>尿路系 ストマから排出される尿を処理するためのもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で、尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 付属品：皮膚保護剤</p>			<p>尿路系 11,639円 (月額)</p>
<p>洗腸装具</p>		<p>同上</p>	<p>6ヶ月</p>	<p>12,000円</p>

紙おむつ等 (おむつ等の 衛生用品)	紙おむつはテープ留めタイプ、 パンツタイプ、シートタイプ、 パッドタイプ等 衛生用品はおしりふき、脱脂綿、 サラシ、ガーゼ等 ※紙コップ、テープ等の付属品 は対象外とする。	以下のいずれかに該当する者で紙 おむつ等を必要とする者 (3歳以上) 1 ストマの著しい変形若しくはス トマ周辺の著しい皮膚のびらん のためストマ用装具を装着でき ない者 2 二分脊椎等先天性疾患(先天性 鎖肛を除く)に起因する神経障 害による高度の排尿機能障害又 は高度の排便機能障がいのある 者 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術 に起因する高度の排便機能障が いのある者 4 脳性麻痺等脳原性運動機能障害 により排尿もしくは排便の意志 表示が困難な者で、以下の全て を満たすもの ①身体障害の原因が次の疾病等 によるもの 脳性麻痺、低酸素性脳障害、頭 蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部 外傷、低血糖症、核黄疸 ②上記疾病等の発生時期が6歳未 満(就学前の幼児を含む)であ った者 ③言語に限らずあらゆる方法によ っても、排尿もしくは排便の意 志表示ができない者 ア 自力でトイレにいけないこ と イ 自力で便座(排便補助具の 使用を含む)に座ることが	—	12,000円 (月額)

		<p>できないこと</p> <p>ウ 介助による定時排泄ができないこと</p> <p>5 下肢もしくは体幹機能障害2級以上又は下肢若しくは体幹機能障害3級かつ知的障害A判定</p> <p>※1～3については身体障害者手帳または手帳申請時の診断書により確認。4については障害者日常生活用具給付意見書により判定</p>		
収尿器	<p>男性用</p> <p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製</p> <p>A 普通型</p> <p>B 簡易型</p> <hr/> <p>女性用</p> <p>A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの</p> <p>B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導入ゴム管つき</p> <p>※ 男性用、女性用とも、収尿器を清潔に保たなければならない時は、2個交付することができる。</p> <p>※ 収尿器による尿路感染等が考えられるため、医師の指導のもと装着することが望ましい。</p>	<p>下肢又は体幹機能障害（排尿障害（特に失禁）のある者）</p>	1年	<p>男性用</p> <p>A 普通型 7,931円</p> <p>B 簡易型 5,871円</p> <p>女性用</p> <p>A 普通型 8,755円</p> <p>B 簡易型 6,077円</p> <p>※女性用簡易型は採尿袋20枚を1組とする。</p>
【住宅改修】				
<p>居宅生活動作補助用具</p>	<p>障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p> <p>住宅改修の範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の6歳以上の者等（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害1級又は2級の者）</p>	原則1回のみ	200,000円

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ、取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 「難病患者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条別表に定める疾病により継続的に日常生活又は社会生活に相応な制限を受ける者をいう。